

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	土 屋 恵 一
埼玉県監査委員	中屋敷 慎 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	総合治水事務所	平成30年3月6日 (第2982号)	平成28年度の「河川維持修繕工事(樹木伐採)」等、及び平成29年度の「河川維持修繕工事(図面・数量修正業務)」等について、執行予定額が50万円にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、予定価格が50万円未満の契約をするときに除き予定価格調書の作成が必要であることを全職員に周知徹底した(平成29年10月23日)。 また、発注伺いの決裁時に出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」の添付を徹底し、予定価格調書作成の有無を確認することとした。
教育局	秩父特別支援学校	平成30年3月6日 (第2982号)	印刷機等6点の備品について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。	備品6点について、所属長の決裁を受けた上で速やかに備品出納簿から除籍するとともに、再発防止のため、平成30年3月14日の職員朝会及び平成30年4月5日の職員会議で、全ての教職員に「物品管理の留意点」を配布し、自らが管理すべき備品の把握など適正な備品管理を徹底した。 また、各使用責任者に対し、管理備品の写真を撮影し備品の管理状況を把握するとともに、定期的に点検するよう指示した。
警察本部	吉川警察署	平成30年3月6日 (第2982号)	平成28年度の「空調用自動制御装置保守業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 契約書に記載された上半期分、下半期分の委託料の支払額が、それぞれの期間に実施する業務の積算額と一致していなかった。 2 委託料の支払において、完了した業務の積算額を確認せずに、契約書どおりの支払を行った。	出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」に支払い時期毎の積算額の確認項目を独自に追加したほか、契約締結時及び業務完了報告書受理時における複数人での確認を再徹底するよう指示した。 また、県警察の各財務執行所属に対し、同様の方法によるチェックの実施を通知し、再発防止を徹底した。